

# 国家戦略特区における国有林野の民間貸付・使用の拡大について (貸付・使用の相手方に関する運用通達の早期施行)

## 運用通達の内容

### 1 措置事項

国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。

### 2 対象者の考え方

- ① 既に民有林を所有、借受等をして林業経営を行っている。
- ② 民有林と国有林とを合わせて施業することにより、経営を効率化する事業計画を有している。

### 3 審査の考え方

- ① 審査は森林管理署長が行い、林野庁長官の承認を得る。
- ② 特区の区域計画と申請者の事業計画とが整合することを確認する。
- ③ 貸付地内・周辺環境保全（濁水防止等）のため、適正な施業内容が計画に盛り込まれていることを確認し、適正な施業が実施されない場合には契約解除する旨約定する。

### 4 施行時期

関係者への事前説明を実施した後、速やかに施行する。